

戸田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 （令和5年1月1日）	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	（参考） 3年度の人件費率
4年度	141,887人	61,276,144千円	4,484,765千円	8,528,833千円	13.92%	13.93%

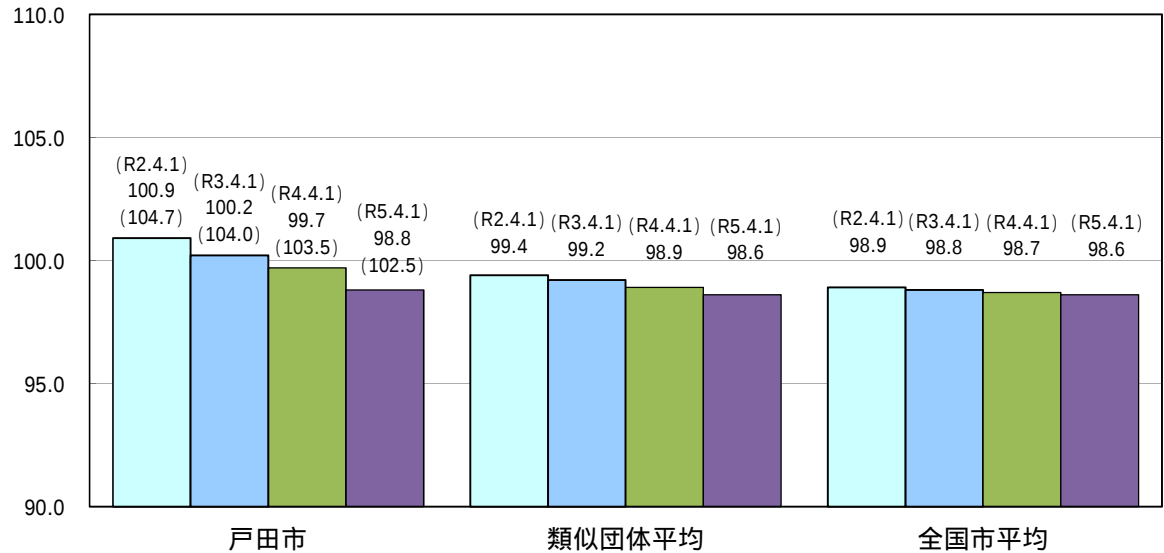
（注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	与 費				（参考） 一人当たり 給与費（B/A）	（参考） 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	901人(21)	3,276,883千円	1,160,206千円	1,385,064千円	5,822,153千円	6,462千円	6,312千円

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



（注）1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数 × （1 + 当該団体の地域手当支給率） / （1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

令和5年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、3年連続で上昇している場合、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水率の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成28年4月1日
（内容） 給料表は国に準拠し、適正に見直す。また、経過措置は行わないこととする。

地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、戸田市においては10%を支給。											
（実施時期）平成27年4月1日時点は8%だったが、総合的見直しにより、平成28年4月1日より10%へと改定。											
（参考）											
	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1日 時点	遡及 改定後								
国基準による 支給割合	6%	6%	-	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
戸田市の 支給割合	8%	8%	-	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に改正を実施。（平成28年4月1日より実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
戸田市	39.7 歳	307,805 円	423,161 円	373,044 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	-	404,015 円
類似団体	42.1 歳	314,152 円	413,271 円	364,499 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
戸田市	50.3 歳	17 人	307,805 円	373,978 円	361,558 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	50.3 歳	17 人	307,805 円	373,978 円	361,558 円	調理士	44.2 歳	262,400 円	1.43
うち用務員	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	—	—	— 円	—
うちその他	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	—	—	— 円	—
埼玉県	55.9 歳	153 人	332,633 円	386,940 円	369,843 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	- 円	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	52.9 歳	32 人	317,817 円	372,763 円	355,112 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
戸田市	6,029,908 円	— 円	—
うち学校給食員	6,029,908 円	3,477,100 円	1.73
うち用務員	0 円	— 円	—
うちその他	0 円	— 円	—

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～4年の3ヶ年平均）
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		戸田市	埼玉県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	194,711 円	185,200 円
	高 校 卒	164,100 円	161,396 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	161,500 円	164,037 円	-
	中 学 卒	151,900 円	148,039 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,800円	333,400円	362,100円	373,800円
	高 校 卒	226,100円	302,400円	341,100円	364,600円
技能労務職	高 校 卒	224,900円	267,200円	284,800円	295,200円
	中 学 卒	213,600円	259,600円	278,700円	291,300円

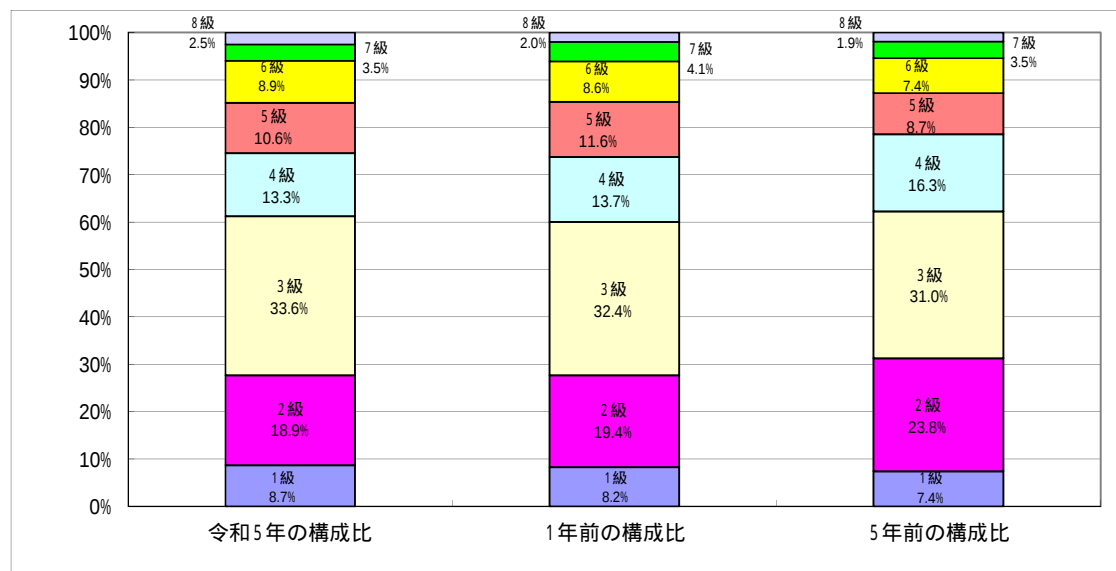
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

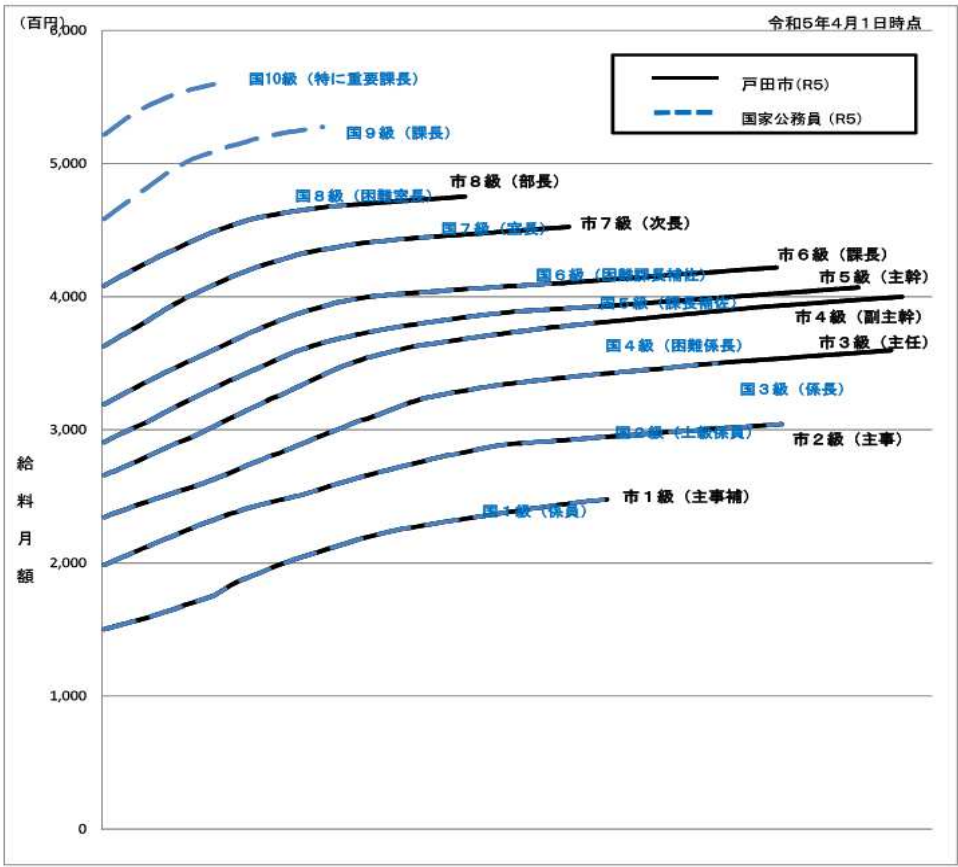
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・技師補	45人	8.69%	150,100円	247,600円
2 級	主事・技師	98人	18.92%	198,500円	304,200円
3 級	主任	174人 (2)	33.59% (66.67%)	234,400円	359,600円
4 級	副主幹	69人 (1)	13.32% (33.33%)	266,000円	399,900円
5 級	主幹	55人	10.62%	290,700円	406,800円
6 級	課長	46人	8.88%	319,200円	421,900円
7 級	次長	18人	3.47%	362,900円	452,400円
8 級	部長	13人	2.51%	408,100円	475,200円

- (注) 1 戸田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。



対象者は市長部局の一般行政職給料表適用者とする。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（戸田市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

戸 田 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,520 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,650 千円	-
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 15～25 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（戸田市）

令和5年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

戸 田 市	国	
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分	
1人当たり平均支給額 3,669 千円 20,723 千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率（2～45％）	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			357,107 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			382 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全域	10 %	934 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			29,042 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			125,724 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			23.9 %	
手当の種類（手当数）			13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	収納推進課、健康長寿課の職員	戸別に訪問して、市税、国民健康保険税又は介護保険料の徴収の事務に従事したとき	0千円	日額200円
防疫作業手当	環境課の職員	（１）感染症患者等の救護、感染症等の病原体の附着した物件等の処理作業に従事したとき	0千円	日額500円
		（２）毒物、劇物を使用して植物の防疫作業又ははちの駆除に従事したとき	0千円	
	右記業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症に係る感染症患者等の救護、移送又は感染症等の病原体の附着した物件等の処理作業に従事したとき	1,292千円	日額3,000円
		上記業務のうち新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき	12,892千円	日額4,000円
行旅死亡人取扱業務手当	生活支援課の職員	行旅死亡人又は変死人の取扱業務に従事したとき	0千円	1体1,500円
消防業務手当	消防職員	（１）救急現場に出場したとき	3,475千円	1回120円
		救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法の規定に基づく救急救命処置を実施したとき	165千円	1回600円
		（２）機関員として、火災、救助、その他災害出動に従事したとき	51千円	1当番120円
		（３）水死人等の取扱業務に従事したとき	31千円	1件1,000円
		（４）はしご車の操作若しくは登はん、高所(地上10m以上)作業又は訓練に出場したとき	370千円	1回150円
		（５）潜水器具を装着して水難救助活動又は捜索活動に従事したとき	2千円	1回600円
医師手当	市民医療センターの医師	（１）勤務時間外に医師が往診したとき	15千円	1軒450円
		（２）医師が、診療、検診等に従事したとき	8,016千円	月額167,000円
夜間看護等手当	市民医療センターの看護師若しくは准看護師又は市長がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部は又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる看護等の業務に従事したとき	0千円	1回2時間未満 3,700円
			0千円	2時間以上4時間未満 4,700円
			120千円	4時間以上6時間以下 6,000円
放射線取扱業務手当	市民医療センターの診療放射線技師	放射線照射装置を使用して行う撮影又は透視業務に従事したとき	82千円	日額200円
臨床検査業務等手当	市民医療センターの臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら検査業務に従事したとき	35千円	日額150円
現場業務手当	都市整備部の職員又は市長が定める職員	(1) 交通ひんばんな道路上で工事等に伴い、測量、境界査定、検査、作業又は監督業務に従事したとき	0千円	日額200円
		(2) 公共施設又は建設工事現場における高所(地上10m以上)での調査、検査又は監督業務に従事したとき	0千円	日額200円

公害業務手当	環境課の職員	公害防止のためガス、粉じん、悪臭、排水等で有毒又は危険を伴う工場等への立入り又は紛争処理を要する調査、指導、勧告、若しくは命令の業務に従事したとき	0千円	日額200円
福祉業務手当	社会福祉法第15条第1項第1号及び第2号に規定する所員	庁外で、調査、相談、指導等の社会福祉業務に従事したとき	387千円	日額500円
変則勤務手当	正規の勤務時間が日曜日又は土曜日に割り振られている職員(夜間看護等手当の支給を受ける職員及び消防職員を除く。)のうち、当該勤務が割り振られる対象となる職員	午後6時から翌日の午前8時までに勤務した職員	1,693千円	日額700円
災害対策業務手当	災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、解除されるまでの間、災害対策業務に従事した職員	(1) 災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤したとき	13千円	1回600円
		(2) 道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事したとき	0千円	日額1,400円
		(3) 災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	4千円	日額600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	286,263 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	480 千円
支給実績(令和3年度決算)	259,974 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	460 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	97,097 千円	247,697 円
	子	10,000円	同じ	-		
	子以外	6,500円	同じ	-		
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同じ	-		
住居手当	借家(最高限度額)	28,000円	同じ	-	93,449 千円	157,058 円
	自家	5,000円	異なる	国0円		
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額（通勤距離が片道2 k m以上、上限なし）	異なる	国（通勤距離が片道2km以上、上限55,000円）	50,072 千円	73,635 円
	交通用具使用者	距離に応じた定額（通勤距離が片道2 k m以上）	同じ	-		
管理職手当	部長	80,000円	異なる	国は、俸給の特別調整額 区分別に定められた額を支給（33,200円～130,300円）	137,520 千円	691,055 円
	参事、参与、次長	70,000円				
	副参事、課長	60,000円				
	主幹	50,000円				
休日給	休日給	135/100	同じ	-	38,382 千円	369,062 円
夜勤手当	夜勤手当	25/100	同じ	-	4,559 千円	45,590 円
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	異なる	国4,200円	322 千円	80,500 円
	医師の日直	21,000円	同じ	-		
	常直	7,000円	異なる	国21,000円		
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合				89 千円	11,125 円
	部長相当職	12,000円	異なる	俸給の特別調整額適用職員については、6,000円～18,000円		
	次長相当職	11,000円				
	課長相当職	10,000円				
	主幹相当職	9,000円				
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合				0 千円	0 円
	部長相当職	6,000円	異なる	一種～五種適用職員については、3,000円～6,000円		
	次長相当職	5,000円				
	課長相当職	4,300円				
	主幹相当職	3,500円				

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分			給 料		月 額			等
給料	市 長		970,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 市 長		814,000	円	1,030,000 円	/	686,000 円	
報酬	議 長		540,000	円	760,000 円	/	450,000 円	
	副 議 長		490,000	円	670,000 円	/	390,000 円	
	議 員		450,000	円	620,000 円	/	370,000 円	
期末手当	市 長		(令和4年度支給割合)					
	副 市 長		4.40 月分					
	議 長		(令和4年度支給割合)					
	副 議 員		4.40 月分					
退職手当	市 長		(算定方式)		(1 期の手当額)		(支給時期)	
	市 長		970,000円 × 在職月数 × 0.35 × 115/100		18,740,400円		任期毎	
	副 市 長		814,000円 × 在職月数 × 0.21 × 115/100		9,435,888円		任期毎	
	備 考							

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

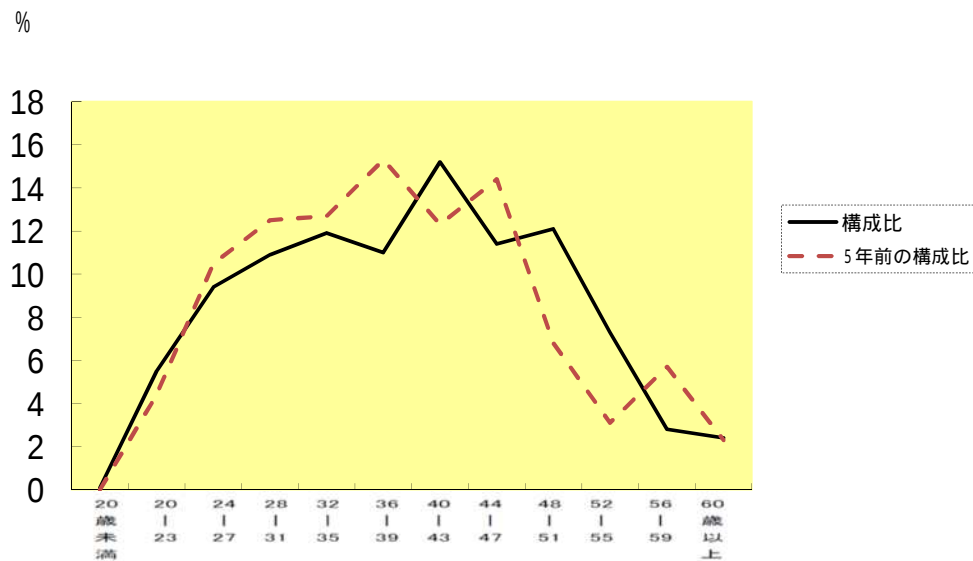
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和5年		
一般行政部門	議会	9	9	0	業務増加や欠員補充による増、事務の統廃合縮小に伴う減等。
	総務	175	176	1	
	税務	50	50	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	0	0	0	
	商工	13	12	-1	
	土木	84	87	3	
	小 計	331	334	3	
一般行政関係	民生	239	251	12	<参考>人口1万人当たりの職員数 46.4人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.43人)
	衛生	78	73	-5	
	小 計	317	324	7	
一般行政計		648	658	10	
特別行政部門	教育	95	95	0	普通退職者等による減。
	警察	0	0	0	
	消防	148	147	-1	
	小 計	243	242	-1	
公営企業業務計等部門	病院	0	0	0	事務の業務量勘案による増。
	水道	18	20	2	
	交通	0	0	0	
	下水道	12	12	0	
	その他	34	36	2	
	小 計	64	68	4	
合 計		955 [1,054]	968 [1,054]	13 [0]	<参考>人口1万当たりの職員数 68.2人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	53人	91人	105人	115人	106人	147人	110人	117人	71人	27人	23人	966人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別 年 度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	603	613	614	624	648	658	55(9.1%)
教育	95	97	97	100	95	95	0(0.0%)
消防	139	139	140	143	148	147	8(5.8%)
普通会計	837	849	851	867	891	900	63(7.5%)
公営企業等会計	59	65	68	66	64	68	9(15.3%)
総合計	896	914	919	933	955	968	72(8.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 2,307,958	千円 89,112	千円 105,173	% 4.56	% 4.95

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費42,831千円を含まない。

区分	職員数 A	与 費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 19	千円 69,203	千円 23,788	千円 29,309	千円 122,300	千円 6,437	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

--

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
戸 田 市 (水 道 事 業)	42.7 歳	348,105 円	555,665 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

戸 田 市 (水 道 事 業)				戸田市（水道・下水道事業以外）			
1人当たり平均支給額（令和4年度）				1人当たり平均支給額（令和4年度）			
1,543 千円				1,520 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分	2.00 月分	2.00 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.00 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(0.95) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分	(0.95) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

戸 田 市 (水 道 事 業)				国					
(支給率)	自己都合		応募認定・定年		(支給率)	自己都合		応募認定・定年	
勤続 2 0 年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続 2 0 年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続 2 5 年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続 2 5 年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続 3 5 年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続 3 5 年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
				その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率(2～45%)			
1人当たり平均支給額	0	千円	0	千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		7,564 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		398,105 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	10 %	19 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 （令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	交通頻繁な道路上での水道の使用開始、中止、給水停止等の現場業務に従事した職員	0千円	日額200円
	交通頻繁な道路上での水道施設の工事の監督、維持管理等の現場業務に従事した職員	0千円	
災害対策業務手当	災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤した職員	0千円	1回600円
	道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事した職員	0千円	日額1,400円
	災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	0千円	日額600円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	6,330 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	452 千円
支給実績（令和3年度決算）	5,252 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	350 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」を同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	2,601 千円	260,100 円
	子	10,000円	同じ	-		
	子以外	6,500円	同じ	-		
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同じ	-		
住居手当	借家 (最高限度額)	28,000円	同じ	-	1,820 千円	121,333 円
	自家	5,000円	同じ	-		
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額 （通勤距離が片道2 k m以上、 上限なし）	同じ	-	1,633 千円	96,059 円
	交通用具使用者	距離に応じた定額（通勤距離片道2 k m以上）	同じ	-		
管理職手当	部長	80,000円	同じ	-	3,840 千円	768,000 円
	参事、参与、次長	70,000円				
	副参事、課長	60,000円				
	主幹	50,000円				
休日勤務手当	休日給	135/100	同じ	-	42 千円	14,000 円
夜間勤務手当	夜勤手当	25/100	同じ	-	0 千円	0 円
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	同じ	-	0 千円	0 円
	医師の日直	21,000円	同じ	-		
	常直	7,000円	同じ	-		
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合				0 千円	0 円
	部長相当職	12,000円	同じ	-		
	次長相当職	11,000円				
	課長相当職	10,000円				
	主幹相当職	9,000円				
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合				0 千円	0 円
	部長相当職	6,000円	同じ	-		
	次長相当職	5,000円				
	課長相当職	4,300円				
	主幹相当職	3,500円				

(2) 下水道事業
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 2,328,946	千円 77,219	千円 65,495	% 2.81	% 2.46

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費31,568千円を含まない。

区分	職員数 A	与 費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 12	千円 45,040	千円 16,845	千円 18,564	千円 80,449	千円 6,704	千円 6,585

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
戸 田 市 (下 水 道 事 業)	39.8 歳	366,556 円	558,674 円
団 体 平 均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

戸 田 市 (下 水 道 事 業)				戸田市（水道・下水道事業以外）			
1人当たり平均支給額（令和4年度）				1人当たり平均支給額（令和4年度）			
1,543 千円				1,520 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分		2.00 月分		2.40 月分		2.00 月分	
(1.35) 月分		(0.95) 月分		(1.35) 月分		(0.95) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 2 0 %				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 2 0 %			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

戸 田 市 (下 水 道 事 業)				国							
(支給率)		自己都合		応募認定・定年		(支給率)		自己都合		応募認定・定年	
勤続 2 0 年		19.6695 月分		24.586875 月分		勤続 2 0 年		19.6695 月分		24.586875 月分	
勤続 2 5 年		28.0395 月分		33.27075 月分		勤続 2 5 年		28.0395 月分		33.27075 月分	
勤続 3 5 年		39.7575 月分		47.709 月分		勤続 3 5 年		39.7575 月分		47.709 月分	
最高限度		47.709 月分		47.709 月分		最高限度		47.709 月分		47.709 月分	
						その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率(2～45%)			
1人当たり平均支給額		2,343 千円		0 千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		4,918 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		409,833 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	10 %	12 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		4 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		2,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		16.7 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 （令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	交通頻繁な道路上での水道の使用開始、中止、給水停止等の現場業務に従事した職員	0千円	日額200円
	交通頻繁な道路上での水道施設の工事の監督、維持管理等の現場業務に従事した職員	0千円	
災害対策業務手当	災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤した職員	0千円	1回600円
	道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事した職員	0千円	日額1,400円
	災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	0千円	日額600円
下水道業務手当 H26.4.1改正による	地下に敷設された管、マンホールに入り、汚泥、雑排水等の流れを調査する業務に従事した職員	4千円	1回500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	4,973 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	553 千円
支給実績（令和3年度決算）	5,191 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	519 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」を同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	2,826 千円	353,250 円
	子	10,000円	同じ	-		
	子以外	6,500円	同じ	-		
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同じ	-		
住居手当	借家 (最高限度額)	28,000円	同じ	-	1,704 千円	170,400 円
	自家	5,000円	同じ	-		
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額 （通勤距離が片道2k m以上、 上限なし）	同じ	-	1,101 千円	100,091 円
	交通用具使用者	距離に応じた定額（通勤距離片道2k m以上）	同じ	-		
管理職手当	部長	80,000円	同じ	-	1,320 千円	660,000 円
	参事、参与、次長	70,000円				
	副参事、課長	60,000円				
	主幹	50,000円				
休日勤務手当	休日給	135/100	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	夜勤手当	25/100	同じ	-	0 千円	0 円
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	同じ	-	0 千円	0 円
	医師の日直	21,000円	同じ	-		
	常直	7,000円	同じ	-		
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合				0 千円	0 円
	部長相当職	12,000円	同じ	-		
	次長相当職	11,000円				
	課長相当職	10,000円				
	主幹相当職	9,000円				
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合				0 千円	0 円
	部長相当職	6,000円	同じ	-		
	次長相当職	5,000円				
	課長相当職	4,300円				
	主幹相当職	3,500円				